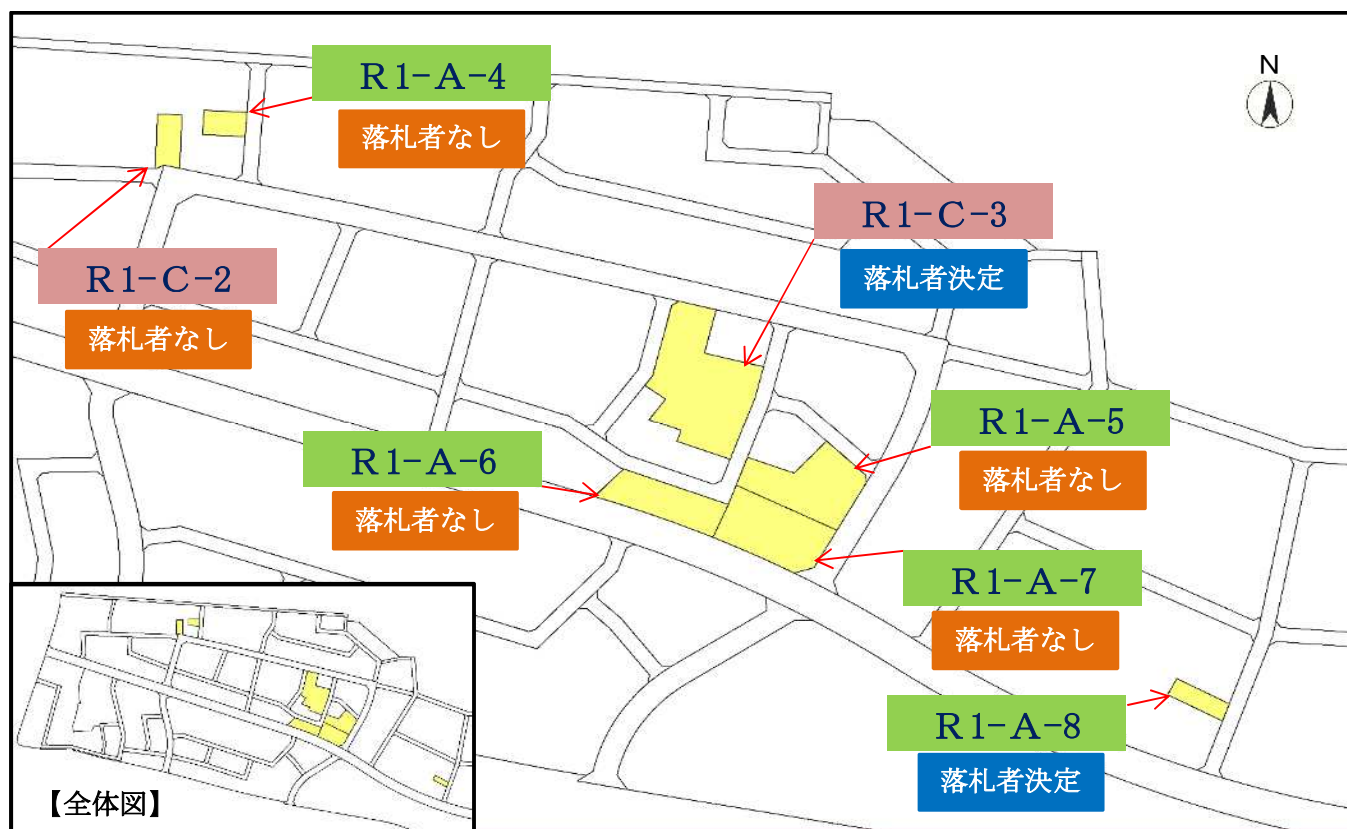


◆令和元年度第2回保留地販売入札結果について

令和元年度第2回の保留地販売（7区画）については、令和元年12月17日（火）に入札を行い、下記のとおり2区画の落札者が決定いたしました。なお、残った5区画（保留地番号：R1-A-4、R1-A-5、R1-A-6、R1-A-7、R1-C-2）については、今後、権利者以外の方も対象として一般販売を行う予定です。

販売対象者	入札申込み	落札者	保留地番号	街区番号	画地番号	地積(m <sup>2</sup> )
事業地区内の権利者の方への先行販売	0件	なし	R1-A-4	2	10	381
	0件	なし	R1-A-5	15	4	2,183
	0件	なし	R1-A-6	15	6-3	1,500
	0件	なし	R1-A-7	15	6-5	2,161
	1件	決定	R1-A-8	22	4	403
一般販売	0件	なし	R1-C-2	2	12	469
	1件	決定	R1-C-3	16	1-1	3,912



仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号

二日町第四仮庁舎(アーバンネット勾当台ビル)3階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp



蒲生北部復興  
区画整理だより

VOL 56



発行：仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

令和2年4月17日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaiatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

新年度を迎えて

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和元年度末の使用収益開始率も約70%となり、基盤整備工事におきましても、今年度の上半期内に完了する見込みとなります。

基盤整備工事完了後は、換地処分を目指して鋭意取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

新体制

当課の新年度の体制につきましては、企画係から2名、工事係から1名が、退職、異動により転出し、新たにそれぞれの係に1名の職員が加わり、16名体制で事業を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【転出者】 移転補償に関する業務や基盤整備工事に係る業務に従事してきました職員が異動となりました。

これまでの皆様のご協力に対して心より感謝申し上げます。

企画係 主任 遠藤 秀敏（退職）

〃 主任 日野 順（異動）

工事係 主任 加藤 正利（異動）

【転入者】 事業完了に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

企画係 総括主任 関 孝和（換地関係業務等担当）

工事係 技師 小松 健一（基盤整備工事等担当）

今回の「区画整理だより」は以下の内容についてお知らせいたします。

- ◆第16回土地区画整理審議会の概要について
- ◆町界・町名変更に係る検討会の結果について
- ◆令和元年度第2回保留地販売入札結果について



## ◆第16回土地区画整理審議会の概要について

令和2年2月13日(木)に第16回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催し、下記の内容について、委員の皆様からご了解をいただきました。



**議 事** 議事(1) 仮換地の軽微な変更に関する報告

議事(2) 工作物等の移転・除却に係る直接施行に関する報告

議事(3) 町界・町名変更の進め方に関する報告

**議 案** 議案(1) 仮換地の指定について意見を伺う件

議案(2) 公共施設の用に供している宅地の換地不交付の決定について

議案(3) 保留地の決定について

## ◆町界・町名変更に係る検討会の結果について

土地区画整理事業により、宅地や道路が整備されますと、街区(町割り)も新しくなることから、これに合わせ新たな町界、町名に変更する必要があります。

そこで、旧町内会の方や市の関係部署で構成する、町界・町名変更に係る検討会を立ち上げ、第1回検討会を1月27日(月)に開催し、委員の皆様からご意見を伺うとともに、町界・町名設定案に関するアンケート調査を2月7日(金)から実施し、権利者や地区内外の事業者の皆様を対象に、498の方々に調査票を配布し、116の方々からご回答をいただくことができました。



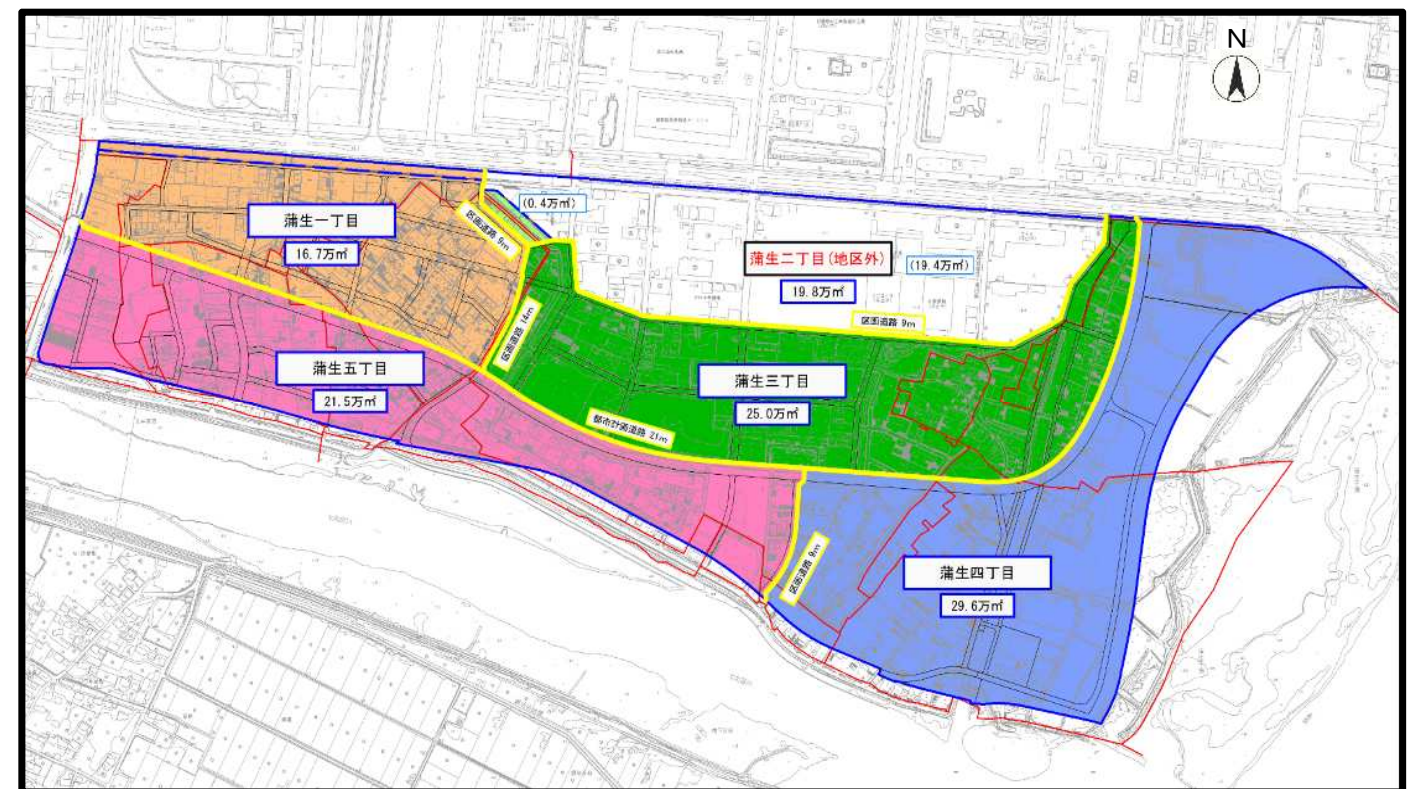
アンケート結果を踏まえ、第2回検討会を3月17日(火)に開催し、改めて委員の皆様のご意見を伺った結果、町界については「A案」、町名については「蒲生〇丁目」を最終案とすることとなりました。

今後、この調査結果を土地区画整理審議会に報告するとともに、関係機関と協議・調整を行い、今年9月の仙台市議会の議決を経て、新しい町界・町名が決定され、換地処分公告の翌日から切り替わることとなります。

また、新たな町界・町名に切り替わる際に、皆様におかれましても様々な変更手続きなどが生じることとなりますが、具体的な内容等につきましては別途お知らせ申し上げたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、アンケート調査にご協力いただき、心より感謝申し上げますとともに、アンケート結果は同封する資料にてご報告に代えさせていただきたく存じます。

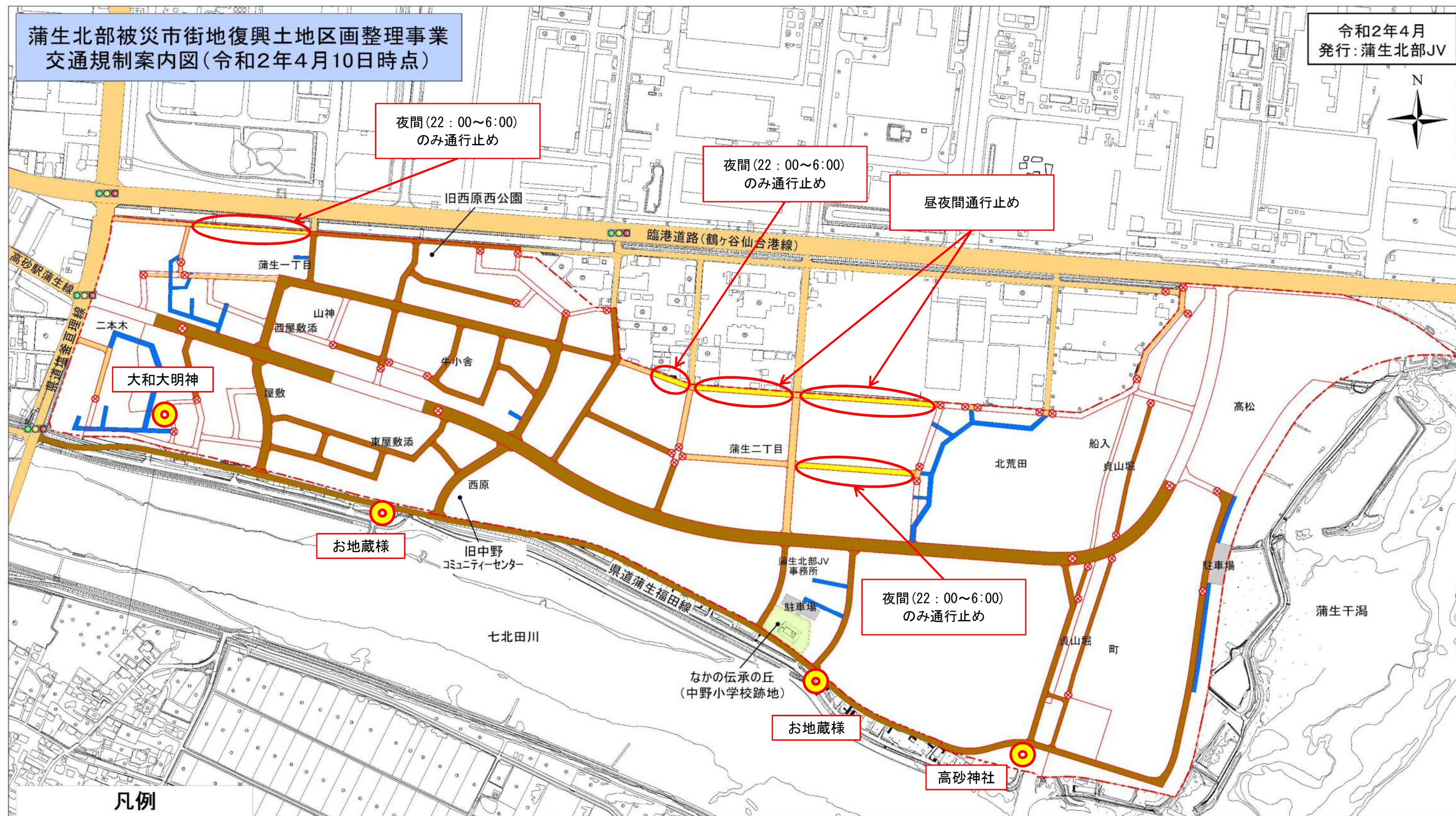
## 町界・町名最終案





蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業  
交通規制案内図(令和2年4月10日時点)

令和2年4月  
発行:蒲生北部JV



- 凡例**
- 施行地区界
  - 工事完了道路等
  - 工事完了道路(通行可能)
  - 現況道路等
  - 現況道路(通行可能)
  - 現況道路(昼夜間規制等)
  - 仮設道路(通行可能)

※交通規制の内容、範囲は4月10日時点の状況です。今後の工事状況により変更となる場合がありますので、現地の誘導員や案内表示に沿ってご通行願います。

交通規制によりご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。なお、交通規制についてお気づきの点やご不明な点等ございましたら、お手数ですが、下記お問合せ先までご一報願います。

《お問合せ先》 蒲生北部JV  
 ・交通規制のお問合せ (工事事務所) 担当: 南、松本 (Tel022-349-4312)  
 ・事業全般のお問合せ (統括事務所) 担当: 酒井、佐々木 (Tel022-387-1202)



仙塩広域都市計画事業  
仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

町界・町名設定案に関するアンケート調査

【集計結果】

I. 調査概要	
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 回答結果	1
II. 集計結果	
1. 町界について	2
2. 町界について（新町界設定案）	5
3. 町名について	7

令和2年3月

仙台市都市整備局市街地整備部蒲生北部整備課

# I. 調査概要

## 1. 調査の目的

町界・町名の変更にあたっては、「町の沿革、地域社会の実態に則しつつ、できるだけこれに適合するように（住居表示の実施基準・自治省）」定める必要があることから、市へ提出する「町界・町名変更要望案」を取りまとめる上で参考とするため、地区内の権利者や、地区内外の立地企業の意見を聴取することを目的にアンケート調査を行った。

## 2. 調査方法

アンケート調査は、下記の要領により実施した。

- ・対象者：①権利者、②立地企業
- ・調査日：①令和2年2月7日（郵送配布郵送回収）  
②令和2年2月28日（郵送配布郵送回収）  
令和2年3月2日（直接配布郵送回収）

①権利者（仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地区内の土地所有者、借地権者、法定相続人）への調査は、令和2年2月7日に一斉発送し、約10日間の留め置き期間を設けて、回答期限を2月19日と明記して実施した。

②立地企業（仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地区内及び地区外〔隣接する蒲生二丁目の西原工業団地〕に事務所等がある権利者以外の立地企業）への調査は、令和2年2月28日に発送し、約7日間の留め置き期間を設けたものと、令和2年3月2日に直接訪問して配布したものを、どちらも回答期限を3月6日と明記して実施した。

## 3. 回答結果

総数498票（①権利者：424票、②立地企業：74票）を配布し、116票（①権利者：91票、②立地企業：25票）を回収することができたため、回答率は23.3%となった。

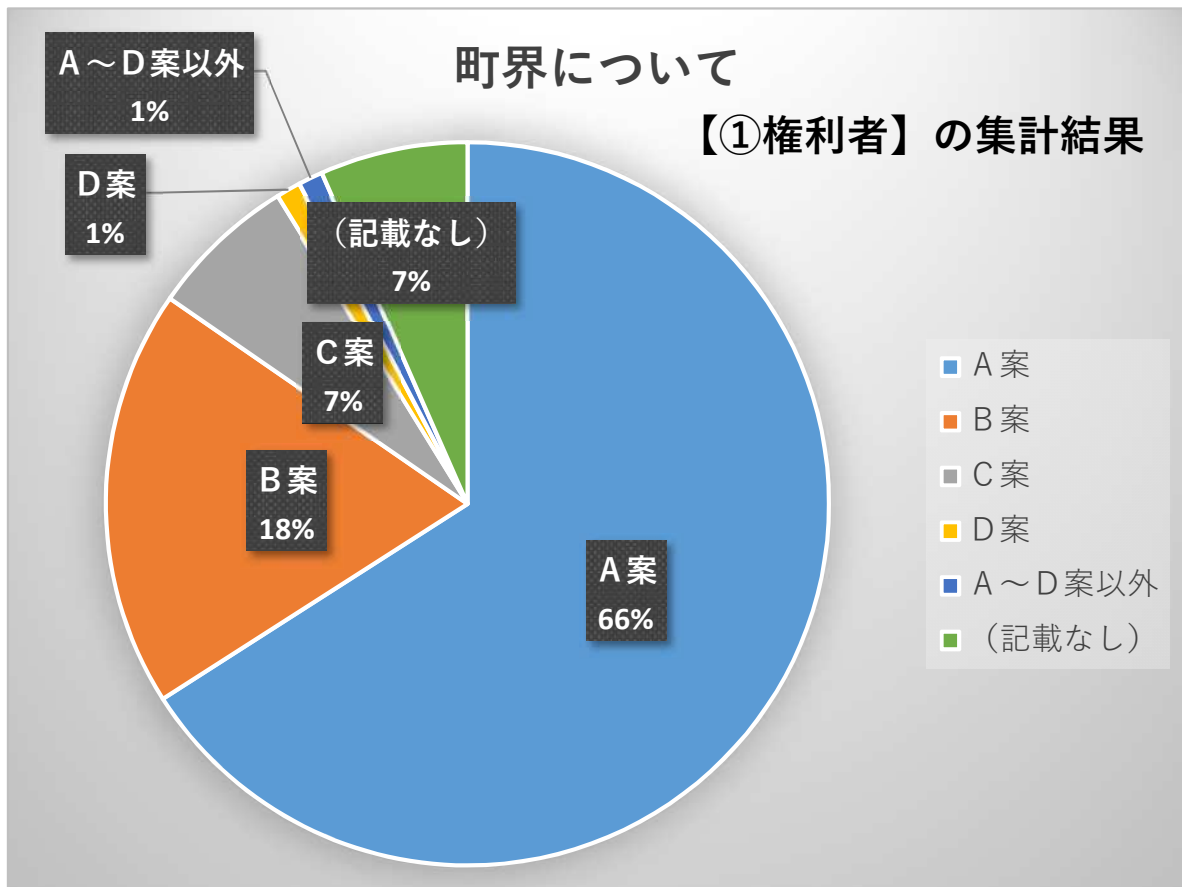
## Ⅱ. 集計結果

### 1-1. 町界について 【①権利者】の集計結果

①権利者による「町界の設定案」の集計結果で最も多いのは、『A案』の60人（構成比66%）となっており、次いで『B案』の17人（構成比18%）、『C案』の6人（構成比7%）の順となっている。

#### 【①権利者】

回答	人数	構成比
A案	60	66%
B案	17	18%
C案	6	7%
D案	1	1%
A～D案以外	1	1%
(記載なし)	6	7%
計	91	100%

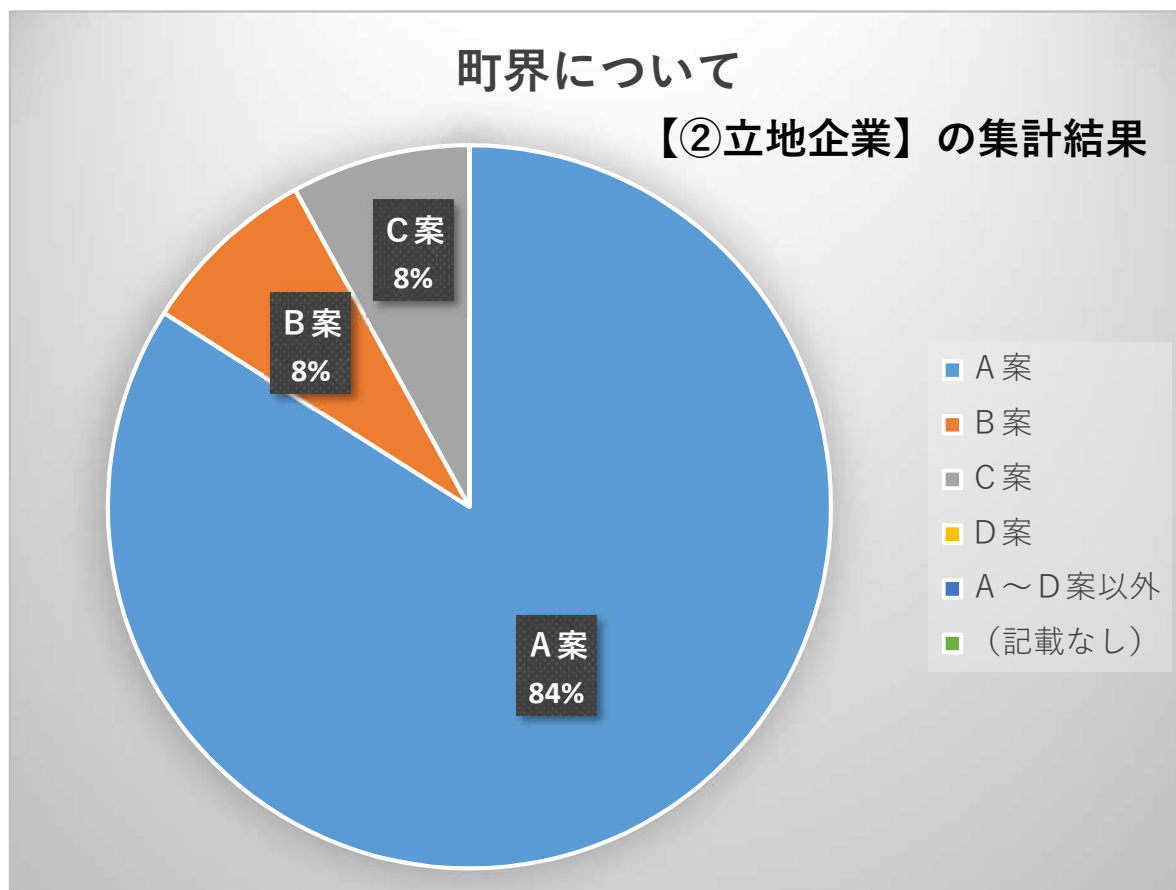


## 1-2. 町界について 【②立地企業】の集計結果

②立地企業による「町界の設定案」の集計結果で最も多いのは、『A案』の21人（構成比84%）となっており、次いで『B案』の2人（構成比8%）、『C案』の2人（構成比8%）が同率となっている。

### 【②立地企業】

回答	人数	構成比
A案	21	84%
B案	2	8%
C案	2	8%
D案	0	0%
A～D案以外	0	0%
(記載なし)	0	0%
計	25	100%

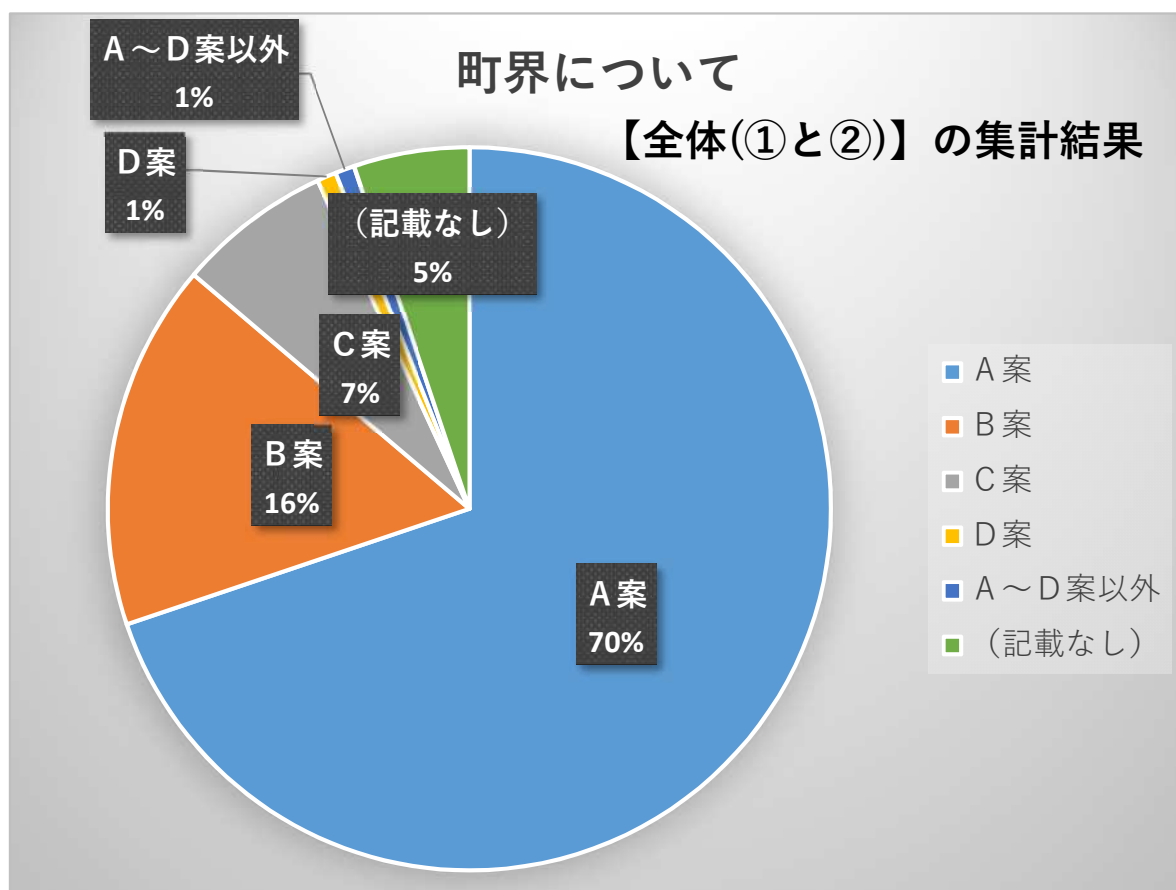


### 1-3. 町界について 【全体(①と②)】の集計結果

①権利者と②立地企業を合わせた全体による「町界の設定案」の集計結果で最も多いのは、『A案』の81人（構成比70%）となっており、次いで『B案』の19人（構成比16%）、『C案』の8人（構成比7%）の順となっている。

【全体（①権利者と②立地企業）】

回答	【①権利者】	【②立地企業】	合計	構成比
A案	60	21	81	70%
B案	17	2	19	16%
C案	6	2	8	7%
D案	1	0	1	1%
A～D案以外	1	0	1	1%
(記載なし)	6	0	6	5%
計	91	25	116	100%





## 2. 町界について（新町界設定案）

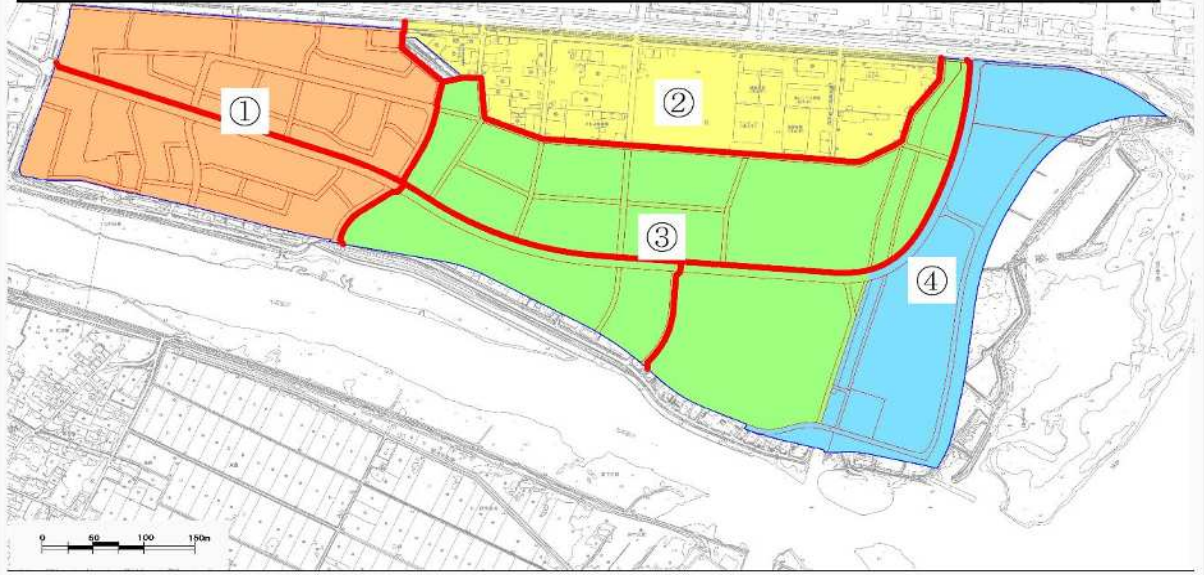
### 「A～D案以外が良い」と回答した方の意見

区画整理事業

回答票B

◆新町界設定の理由をご記入ください。

私はタクシードライバーです。色々な制約の中関係者の方々も大変でしょうが、分かりやすい方が良いと思います。  
(一丁目の南側が五丁目は?)



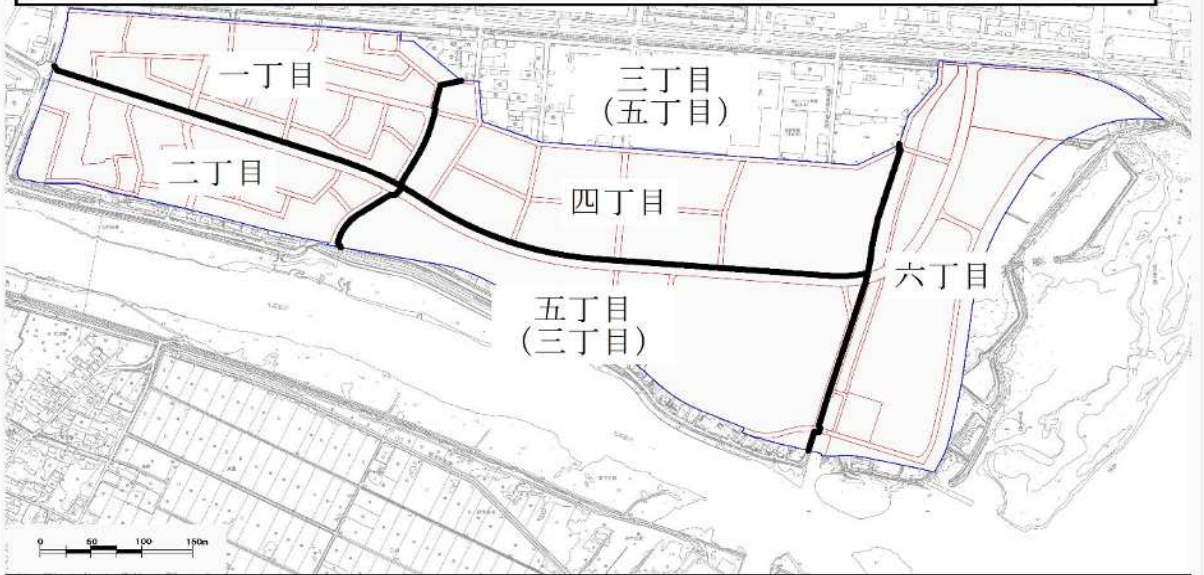
### 「A～D案以外が良い」と回答した方の意見

区画整理事業

回答票B

◆新町界設定の理由をご記入ください。

1丁目より並べていくと配達関係がやり易いと思う。



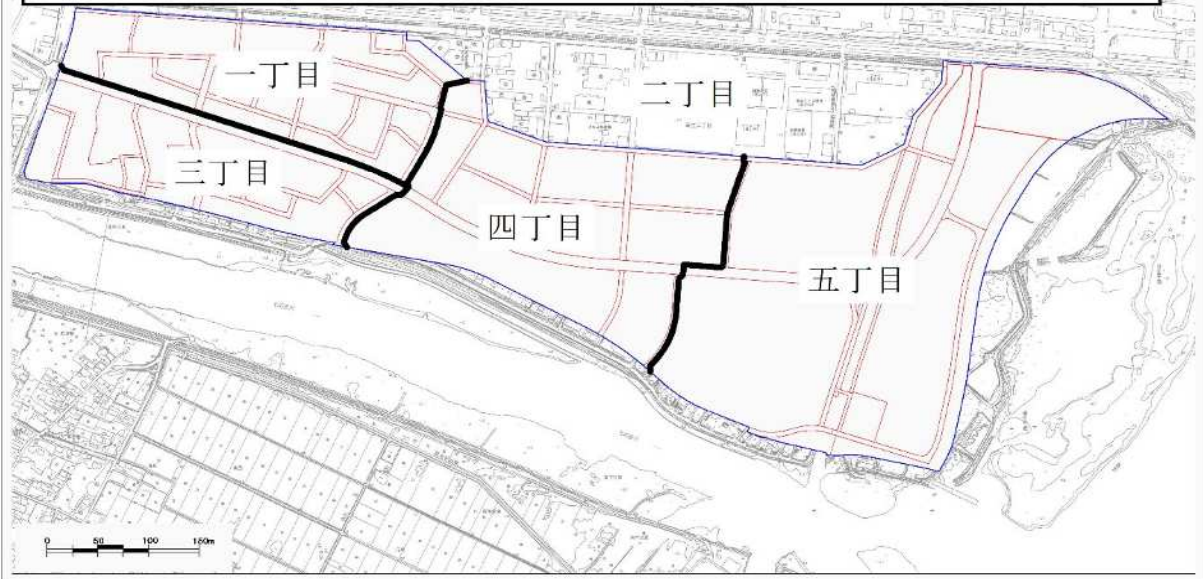
### 「A～D案以外が良い」と回答した方の意見

区画整理事業

回答票B

◆新町界設定の理由をご記入ください。

(理由は記入なし)



### 「A案が良い」と回答した方の意見

- ・区切良し（区画が目新しく新鮮に感じる）

### 「B案が良い」と回答した方の意見

- ・①貞山堀が埋め立てられ残念に思っていた一人としてB案に賛成します。町界道路を「貞山通り」とし、子々孫々まで貞山堀の事が語り継がれることを望みます。
  - ・②B案は、区割りのバランスも良く分り易いと思います。
- ・「C案」「D案」には、意見は付されませんでした。



### 3-1. 町名について 【①権利者】の集計結果

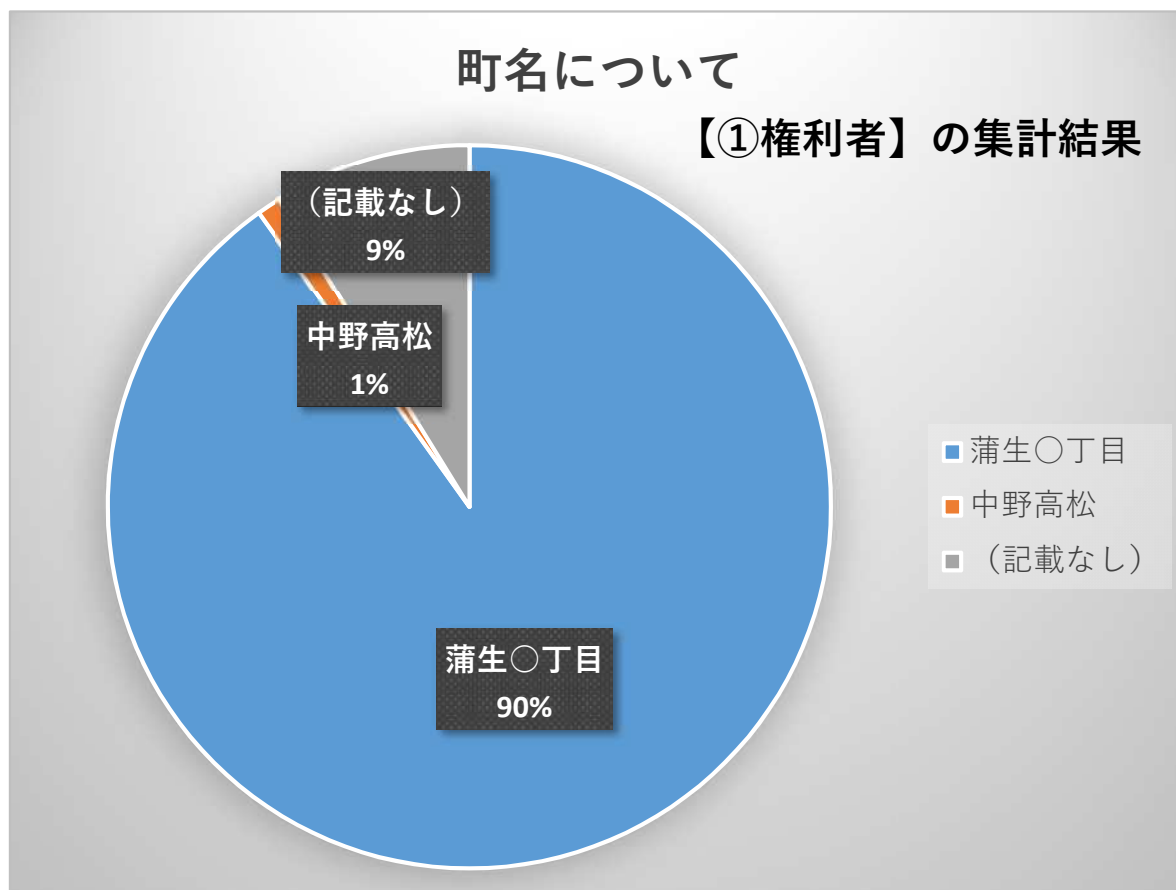
①権利者による「町名の設定案」の集計結果で最も多いのは、『蒲生〇丁目』の82人（構成比90%）で、新町名案を回答した方は『中野高松』の1人のみとなっている。

#### 【①権利者】

回答	人数	構成比
蒲生〇丁目	82	90%
中野高松	1	1%
(記載なし)	8	9%
計	91	100%

新町名(案)の候補とした理由

『中野高松』：（理由の記載なし）



### 3-2. 町名について 【②立地企業】の集計結果

②立地企業による「町名の設定案」の集計結果で最も多いのは、『蒲生〇丁目』の23人（構成比92%）で、新町名案を回答した方は『美生浜』、『北蒲生』の2人となっている。

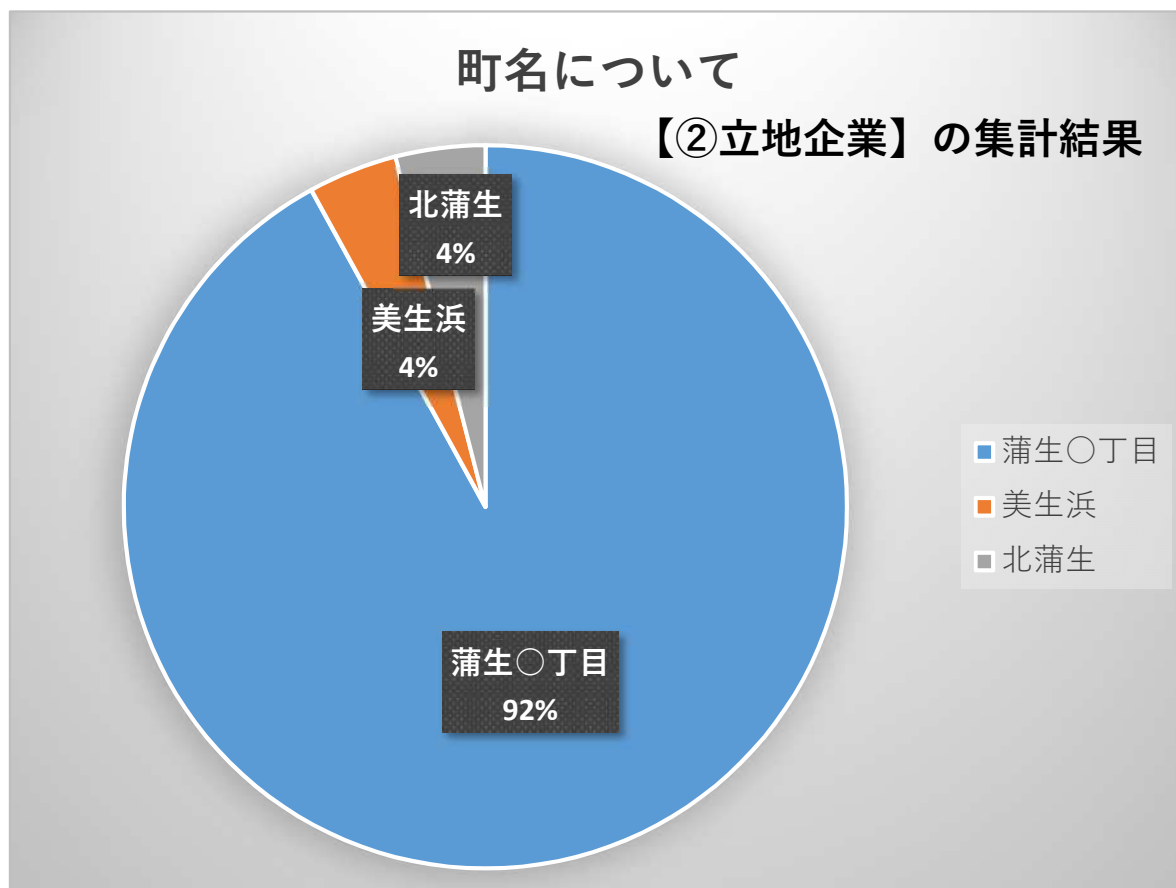
#### 【②立地企業】

回答	人数	構成比
蒲生〇丁目	23	92%
美生浜	1	4%
北蒲生	1	4%
計	25	100%

#### 新町名(案)の候補とした理由

『美生浜』：美しい浜が生まれる。「生」は蒲生の一部を残したい。

『北蒲生』：七北田川の南側が南蒲生と地名があるので七北田川を基準に北と南の蒲生を区別しました。蒲生という地名は今後も残して欲しい。



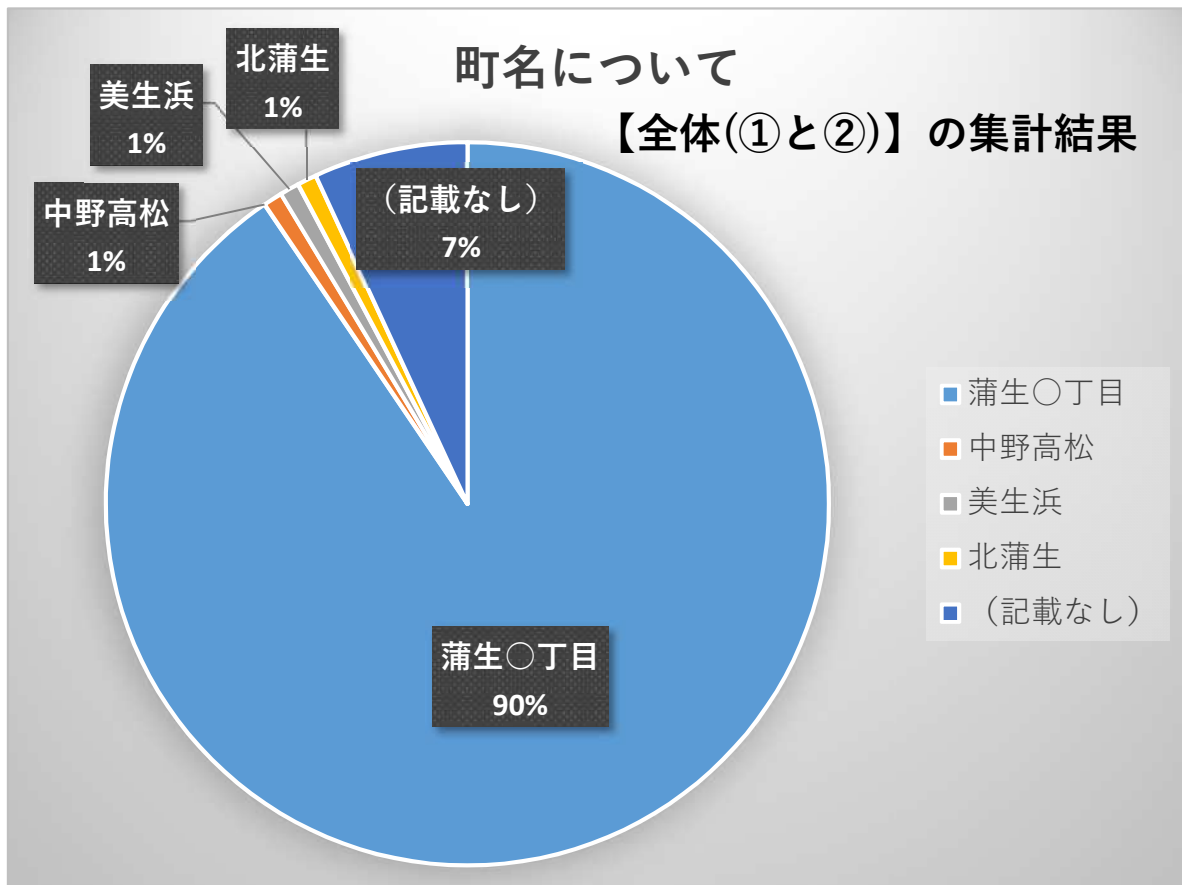


### 3-3. 町名について 【全体(①と②)】の集計結果

①権利者と②立地企業を合わせた全体による「町名の設定案」の集計結果で最も多いのは、『蒲生〇丁目』の105人（構成比90%）となっている。

【全体（①権利者と②立地企業）】

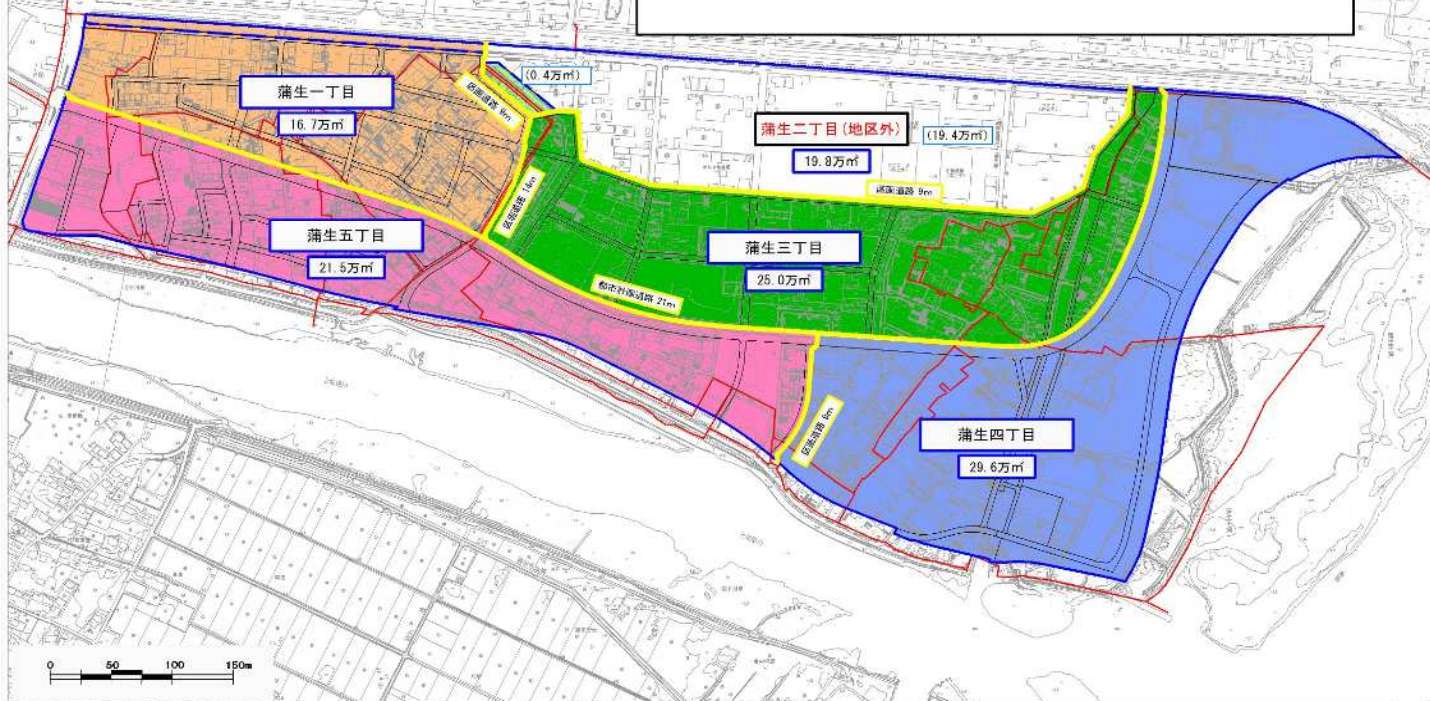
回答	【①権利者】	【②立地企業】	人数	構成比
蒲生〇丁目	82	23	105	90%
中野高松	1	-	1	1%
美生浜	-	1	1	1%
北蒲生	-	1	1	1%
(記載なし)	8	-	8	7%
計	91	25	116	100%



## 町界町名設定 A案

### 町界町名設定案基本方針

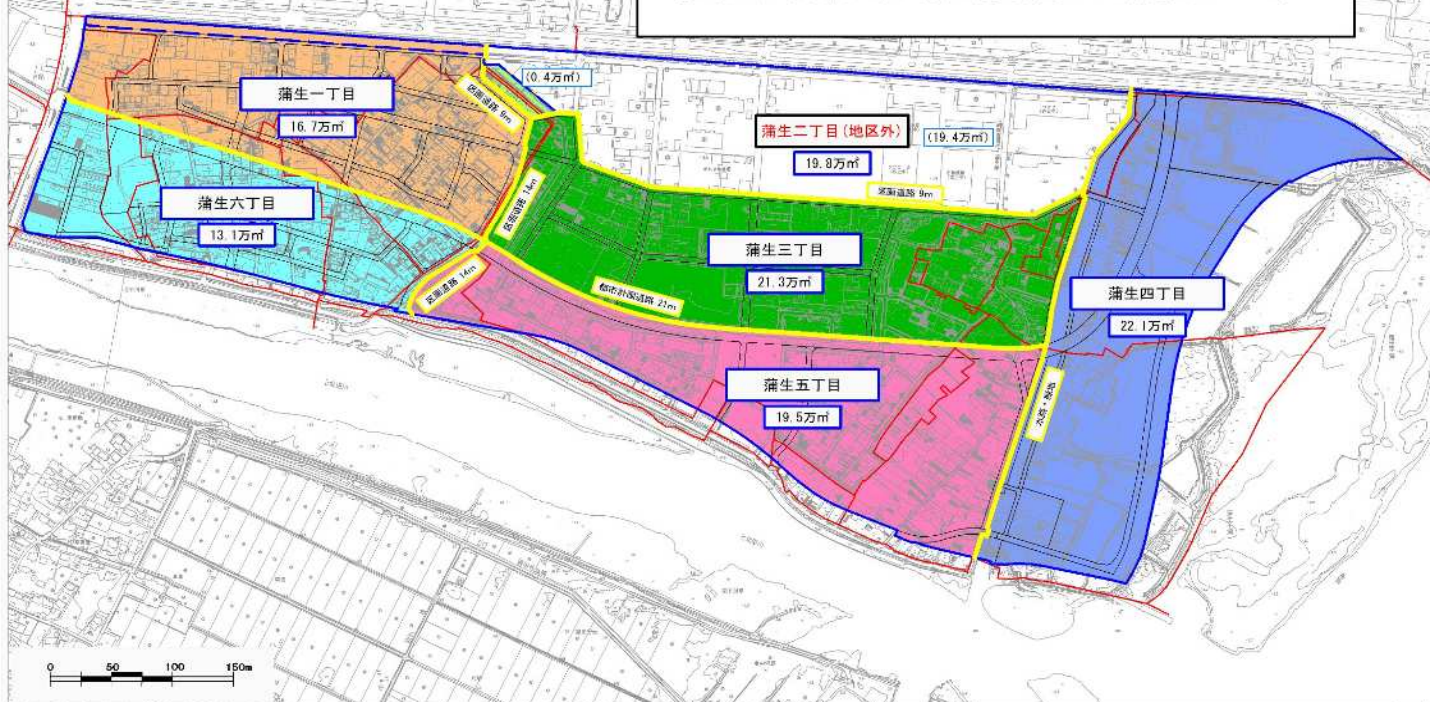
- ① 現在町名として使用されている「蒲生一丁目」の地域が、町界変更後も踏襲されるように町界を設定している。
- ② 地区内外の「蒲生二丁目」の地域は、町界変更後「蒲生二丁目」「蒲生三丁目」となるように町界を設定している。



## 町界町名設定 B案

### 町界町名設定案基本方針

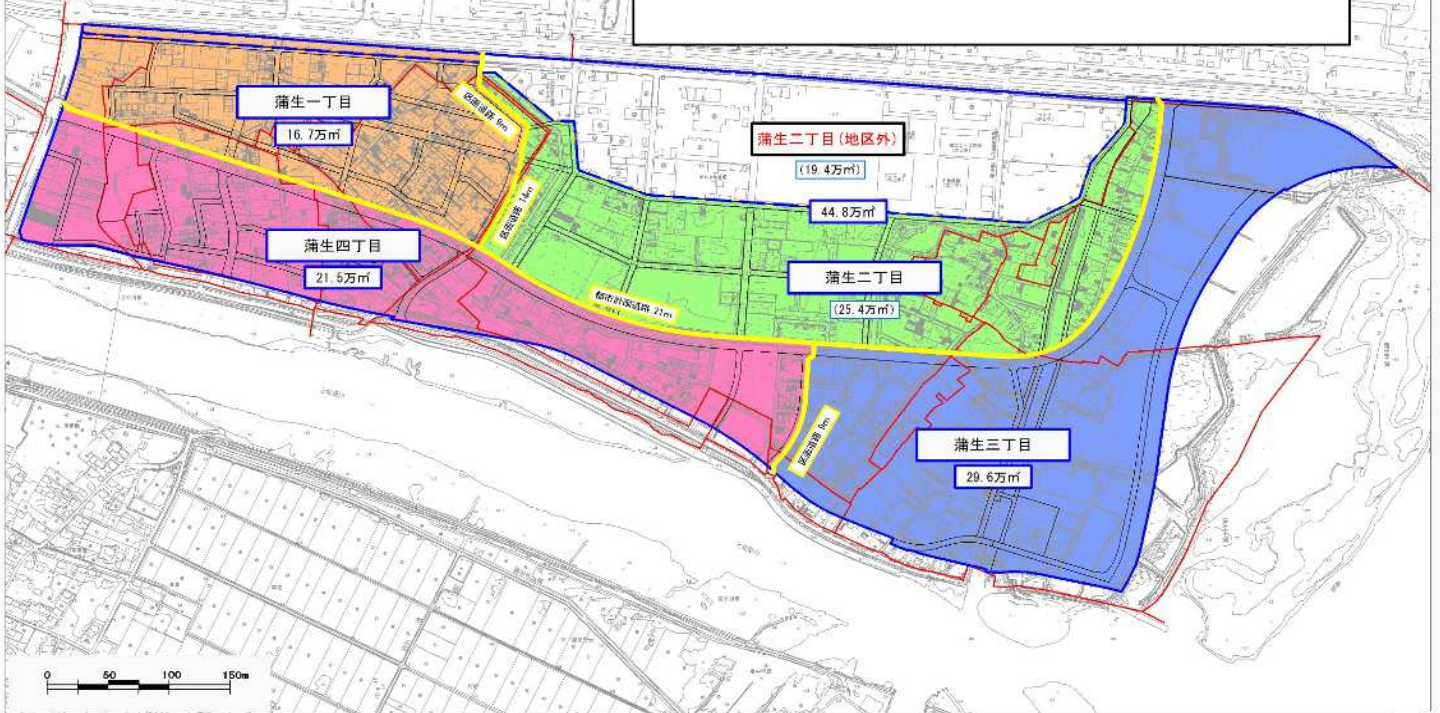
- ① 現在町名として使用されている「蒲生一丁目」の地域が、町界変更後も踏襲されるように町界を設定している。
- ② 地区内外の「蒲生二丁目」の地域は、町界変更後「蒲生二丁目」「蒲生三丁目」となるように町界を設定している。
- ③ 歴史的な主要施設である『貞山堀』を考慮して町界を設定している。





町界町名設定案基本方針

- ①現在町名として使用されている「蒲生一丁目」「蒲生二丁目」の地域が、町界変更後も踏襲されるように町界を設定している。
- ②地区内外の「蒲生二丁目」の地域が、町界変更後同じ「蒲生二丁目」となるように町界を設定している。



町界町名設定案基本方針

- ①現在町名として使用されている「蒲生一丁目」「蒲生二丁目」の地域が、町界変更後も踏襲されるように町界を設定している。
- ②地区内外の「蒲生二丁目」の地域が、町界変更後同じ「蒲生二丁目」となるように町界を設定している。
- ③現大字名「蒲生」と「中野」の境を考慮し、A案の蒲生四丁目について東西2つに分けるように町界を設定している。

